

女性活躍推進特別委員会 提言 概要

～女性活躍で拓く、日本の未来～

■ ミッション

女性活躍をこれまでにない新たなステージへと引き上げ、日本の更なる成長を達成するための「原動力」とする。

I. 「成長戦略 17 分野」における女性活躍

1. 「文理の壁」打破と各領域（カテゴリー）での女性活躍に向けた人材育成

理工系分野の女性の人材育成や活躍に向けては、小・中学生段階から将来を見据えることができるよう、大学の学部構成を変え、企業での女性活躍が進むよう行動していくといった確固たるビジョンを示す必要。

- **「理工系女子人材の倍増」**：大学の工学系学部の女性割合を、直近の 18% から 2040 年に 36% への倍増を目指す。
- **大学・高専における戦略分野への学部等の新設・転換の推進**：大学における成長分野への学部転換や、大学全体の数理・データサイエンス・AI 教育の高度化を推進する。実践的技術者教育を担う高専の新設等を促進する。
- **理工系学部に入学者を増加させる取組**：理工系分野の女性など入学者の多様性を確保する入学者選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対し、国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金による支援を行う。
- **専門高校・専門学校における人材育成**：地域の産業界と連携した職業教育等を通じた工業・農業等の専門高校の機能強化等に資する取組や、地域を支える人材などを育成する専門学校の教育の質の向上を支援する。
- **「総合知」と優れた理系人材を生み出す高校教育改革**：文理横断的な学びに取り組む高等学校の支援やスーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業による科学技術人材の育成等に取り組む高等学校への支援を推進。
- **女子児童・生徒、保護者等を対象とした理系分野への興味等の喚起**：女子中高生の理系進路選択支援プログラム等により、女子児童・生徒、保護者、教員等の興味・関心を喚起するとともに、次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）等を通じたその意欲・能力の伸張の取組を支援する。校長・教頭等への女性登用を推進する。
- **産学が連携した人材育成**：大学を核に地域の女性人材育成等のための連携基盤の整備促進やキャリア形成支援の取組を強化する。地域人材育成構想会議を開催し、産業界・教育界・労働界が連携した人材育成を進める。
- **戦略分野等への就業促進**：社会人のための教育プログラム開発、地域の人材ニーズを踏まえた訓練機会の創出、業界団体と協働した人材育成プロジェクトの実施、教育訓練給付金の指定講座の拡大に取り組む。

2. 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

女性や若者の活躍なくしては地域未来戦略の推進はなし得ない。また、強い地域経済のためには、固定的な役割分担意識の解消等が必要。

- **女性が能力を発揮し活躍できる場と機会の創出**：産業クラスター形成による地域の雇用創出、女性研究者・技術者向けのネットワーク構築等の取組を推進する。17 分野に必要な女性人材の育成に取り組む自治体を、地域女性活躍推進交付金等を活用して支援する。
- **体力・性別の壁を越える現場環境の整備**：ロボット開発や遠隔操作の導入を促進する。現場のある戦略分野の職場環境の改善に向け、女性用トイレ、更衣室等の整備など好事例を周知する。
- **アンコンシャス・バイアスによる弊害の解消**：女性活躍の場を狭めるアンコンシャス・バイアスの解消を進める。

3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

- **仕事と子育て・介護等との両立支援**：子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備に向け、家事支援サービスの国家資格（技能検定）創設等による品質・信頼性向上を前提とし、ベビーシッターや家事支援サービス利用に対する税制措置を含む支援策を検討する。離職した女性へのきめ細かな就職支援・職業訓練を行う。
- **ハラスメント対策**：女性起業家へのセクシャルハラスメント等の防止、カスタマーハラスメントを防止するための事業主の措置義務規定の円滑な施行を図る。
- **キャリアアップ、登用促進**：戦略分野等における教育訓練給付金の拡大、非正規雇用労働者等がキャリアアップを目指す環境整備、女性役員登用に関する企業の目標設定等を定めている企業の好事例を周知する。

II. 女性の生涯にわたる健康課題への対応

1. 「女性の健康総合センター」における取組を含めた性差に由来する健康課題の解決の推進

- **データ収集・分析機能の充実**：女性の健康総合センターを始めとするネットワークにおいて、女性の健康に関する科学的エビデンスの創出を強化していくため、データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実させる。
- **診療領域を横断した考え方の整理**：更年期障害に苦しむ方等に対して、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方の整理を行う。
- **女性の健康課題に関するリテラシーの向上**：科学的エビデンスに基づく情報提供を推進するとともに、多様な機会を通じてポータルサイトの認知拡大を図る。また、心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し円滑な受診につなげるためのツールの開発・活用を検討する。

2. 性差に由来する健康課題に対する生涯にわたる取組の推進

- **保健指導を通じたヘルスリテラシーの向上**：小・中・高を通じた保健に関する指導について、医療関係者等の外部講師の活用を含め充実を図ることにより、ヘルスリテラシーの基礎を培う。
- **こどもの心身の健康に関する取組の推進**：こどもの心身の健康については、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、成人期以降の長期的な健康管理を見据えながら、こども家庭庁を中心に関係省庁が連携の上、取組を推進する。
- **職場健診における女性特有の健康課題の問診の実施や受診勧奨**：職場健診における女性特有の健康課題に係る問診の実施や受診勧奨等を推進する。
- **プレコンセプションケアの着実な推進**：「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、関係省庁が連携の上、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計（ライフデザイン）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの取組を着実に進めていく。
- **産後ケアの充実等**：産後ケア事業の質の向上・量の拡大を図る。また、母子健康手帳のデジタル化や記載内容を充実させることなどを通じ、全ての妊産婦が自らの健康状況に目を向けるための環境整備について検討する。
- **女性の運動・スポーツの推進**：女性の運動・スポーツへの参加を促すため、フィットネス業界等の関係業界や学術団体と連携し、女性向けの運動・スポーツプログラムを推進し、「健康インフラ」を構築するとともに、女性の運動・スポーツ実施の重要性に関する社会全体の理解増進を図る。

3. 性差に由来する健康課題に対応するための研究開発・人材育成の推進

- **バイオバンクの利活用を通じた性差に関する研究開発の推進**：バイオバンクにおけるゲノム・オミックス情報や臨床情報等を充実させ、それらを活用した女性の健康や性差に関する研究開発を推進する。
- **研究者に対する性差に関する啓発活動の推進**：性差を考慮した研究提案に係る取組として、研究者の性差に対する認識を深めるための啓発活動を推進する。

4. 企業・保険者における対応の推進

- **保険者インセンティブの在り方の検討等**：予防・健康づくりの成果創出に向けた保険者インセンティブの在り方の検討や事業主が保険者と連携して社員の健康づくりを強化する仕組みを構築する。
- **「地域働き方・職場改革」の推進**：地域の中小企業等も巻き込んで、「働き方の課題」等の解決に取り組む自治体の活動を支援する「地域働き方・職場改革」において、職場における女性の健康課題への対応の観点から、参加自治体の取組を一層促進するための施策の充実を図る。

5. 法的枠組みの検討

今後切れ目なく政府の取組を進め、社会全体で女性の健康を支える環境を整えるため、わが党が主導しながら、基盤となる法整備を検討すべきである。

III. WPS（女性・平和・安全保障）を踏まえた取組

1. 国内外で WPS を一層推進するための体制強化

- **関係府省庁による取組の着実な実施：**「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画」（以下「行動計画」）に基づく取組を、対外発信を含めて着実に実施する。
- **地方における周知・啓発：**地方公共団体への WPS の周知・啓発を強化する。
- **積極的な発信：**WPS の取組を更に進めるための国内制度（将来的には法整備を含む。）を進め、日本の WPS の取組や貢献を国内外に積極的に示していく。

2. 国際連携を通じた国際社会の平和と安全の促進

- **国際社会における日本のプレゼンスの強化：**国連加盟国最大の WPS フォーカルポイント・ネットワークなどの場を活用し、WPS に関する連携を推進する。
- **防災・災害対応分野におけるリーダーシップの発揮：**日本が主体的に提唱し、国際的に浸透してきた防災・災害対応分野への WPS の適用について、自国の経験や好事例を、アジアをはじめとする他国に共有するとともに、国連の場などで国際的な議論を引き続きリードしていく。
- **国際機関への継続的支援：**ジェンダー分野における日本のプレゼンスを維持するため、WPS を実践する国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC）、国連人口基金（UNFPA）といった国際機関を引き続き支援し、脆弱な状況下にある女性・女児を支援する。
- **マルチステークホルダーとの連携：**各国との協力を一層推進し、マルチステークホルダーとの連携等により、WPS の促進を通じ、安定した国際環境の確保に貢献する。
- **防衛分野における取組：**WPS に関する諸外国との関係強化を推進し、諸外国との知見の共有を通じて国際社会の平和と安定に貢献する。
- **海上保安分野における取組：**二国間、多国間での連携・協力の推進にかかる取組や諸外国の海上保安能力向上支援においてジェンダーの視点を踏まえた取組を進める。
- **女性の視点を導入した技術の国際展開：**オファー型協力を含む ODA や OSA の活用や国際規格化などを通じて女性の視点を導入した技術の国際展開を目指し、世界での災害対応における日本の貢献の可視化につなげる。

3. 国内における WPS の実践と周知・啓発、人材育成

- **防衛分野における取組：**「行動計画」を踏まえ令和6年4月に策定された「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」に基づき、防衛省一体として WPS を強力に推進し、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。
- **海上保安分野における取組：**海上保安大学校等の教育機関において WPS の現状と取組等にかかる研修を行うとともに、海上保安庁全体の WPS やジェンダーに関する理解を促進する。
- **防災分野における取組：**避難所の運営に女性の視点を取り入れる。避難所運営における固定的な性別役割分担を打破する。
- **消防分野における取組：**「行動計画」を踏まえ、防災・災害対応の取組における女性の参画とエンパワーメントの促進等 WPS の取組を消防庁一体として強力に推進する。
- **災害現場における女性隊員の一層の参画：**緊急消防援助隊として派遣された女性消防隊員が、女性傷病者への寄り添いなどジェンダーの視点を踏まえた対応においても重要な役割を果たしていることを踏まえ、災害現場における女性隊員の参画を一層進める。
- **女性の活動環境の整備：**緊急消防援助隊を含む消防活動において女性が能力を十分に発揮できる活動環境の整備を推進する。
- **国内の様々なアクターへの周知・啓発、人材育成：**NGO、研究者、メディア、企業を含む市民社会と協働した啓発活動を行う。国内の学校や大学を含めた少年・少女、若者への教育的取組を行う。海外の関係機関との連携等を通じて若い世代の人材育成に取り組む。ホームページや SNS を通じた広報活動を強化する。これらの人材育成について必要な財政措置を講じる。